

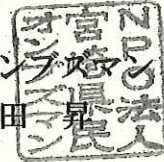
2021(令和3年)年3月3日

再審査請求

都城市議会議長 様



宮崎県民オンブズマン
理事長 福田 昇



都城市議会 小玉忠宏議員 に係る政治倫理審査違反事件の再審査請求について
2019年(令和元年)6月議会で起きた、都城市議会政治倫理規程を根拠にした、審査結果等について、下記理由により議会や行政を監視する立場に於いて再審査請求を求め
る。

記

1 議事録から、審査対象者の小玉議員と管財課長の供述の違いを確認した。供述の違いは人権に関わる問題であり、再調査等によって真実を正す責務が審査会にはある。が、真実を追究した事実は確認できない。結果として、当該議員の人権が無視され人生を変えるような不幸な結論に至った。審査結果は、市民にも責任を負うべきものとして再審査を求める。

2 管財課長の供述に、圧力を決定づける文言は確認できない。審査会は、「圧力」をどのような根拠のもとに結論づけたか。議長が抗議を受けることになった「圧力」の言葉は、本来管財課長の思いと思う。議事録では、中山部長によって創られ池田市長はこれを認め議会に抗議を行っている。定義も無く圧力を容易に認めれば、議会活動は成り立たなくなる。市民に理解できるよう圧力の根拠を示して戴きたい。

3 規程第9条は、審査結果を「公表」する旨定めているが、審査結果を待たずして報道が行われた。、さらに、都城市個人情報保護条例に鑑みた報道制限を設けずに公表したと思われるが、宮崎日日新聞と宮崎放送は執行部の抗議に偏った「圧力」を疑う報道を匿名・実名で繰り返した。公表による人権侵害(名誉毀損・肖像権の侵害・個人情報保護違反)も審査を求める。公表の責任は議長にあるとオンブズマンの質問に回答している。

4 審査員から、管財課長のメモの提出を求める意見が出ているが、重要な証拠でも



あるメモの確認を怠り、「だろう」と言った判断で結論に至っている。刑事事件は、「証拠を持って論ずる。疑わしきは罰せず」の原則がある。一般質問での調査行為に執行部は説明責任を果たすのが責任。ましては、自ら取り組んでいた案件を荒神議員が横取り同様に質問し漁夫の利を得ている。以上の疑問も解明されていない。

5 議長も審査に介入し発言している。負託を受けての審査に、議長に発言を許した審査委員長や議長の発言に疑問を呈する。法的根拠に基づくものであったのか。正確な審議を求める。

6 荒神議員の、道徳に反する行為は前述したとおりであるが、議長や小玉議員の謝罪後の執行部の抗議にも大きな疑問がある。当時議長であった荒神議員は、自ら政治倫理審査会の発起人となっているが、執行部の前向きな答弁等からも執行部との関係に疑いがあり審査会は全く問題視していない。その真実について調査を求める。

7 小玉議員は、当時の議長から「審査結果」を告知され受理を拒否した。その際、「不服申し立て」を行っているが、「当規程には、不服申し立ての定めが無い」と、答え放置している。メモ等による事実も確認せず犯罪者同様に取り扱い、他人事として放置する都城市議会の対応にも到底理解できない。

また、別紙の疑問については、多くが犯罪でありながら議会としての重要な問題として、審査会の設立も行わず謝罪で済ませ、謝罪にも取り組んでない事実もあり再審査の比較対象の資料にして頂きたい。教育委員会が行った個人情報保護法を遵守した公表や宮崎県保健福祉部が公表した公表の違いも添付する。



【別紙】

1 都城市のホームページに審査会の開催概要が実名で掲載されていた。本年2月28日に消去した事実を確認した。掲載と消去の根拠、「公表の責任は全て議長が負うとオンブズマンの質問には答えている。」都城市のホームページへの投稿等の責任者は議長で間違いはないか。

2 審査委員長を務めた長友潤治議員、及び、永田浩一議員は、母校(都城農業高校)への寄付行為により、公職選挙法を犯している。壇上での謝罪を行った事実は確認しているが、議会は、倫理審査会等も開かず刑事罰も訴追されてない。その理由を尋ねる。(公職選挙法違反第243条第1項・第2項 / 2年以下の禁固又は50万円以下の罰金に処する。選挙権及び被選挙権が停止される。)

3 中村ちさえ議員は、一般質問で質問原稿を忘れ質問原稿を議場で執行部から受け取った情報を多くの議員から入手した。議場内で執行部から質問書を受け取る行為は、監視機関としての機能が疑われる。その行為に議長や議会運営委員会は、どのような対応が行われたのか。

4 審査委員であった佐藤紀子議員は、歩行者が唯一守られる横断歩道に於いて歩行者を妨害し、道路交通法違反で検挙されている。県や市は報告義務等を課しているが都城市議会はどのような対応を行ったか。

5 前榎木議長は、山之口町議時代に子どもに傷害をを負わせる交通事故を起こしている。当時の山之口町議会の対応について尋ねる。

6 江内谷議長は、過去に常任委員会の委員長として虚偽の報告を行ったとして、委員長を辞任している。議会として、どのような対応を行ったか。

以上のとおり、議員による数々の非行事実を、殆どが単なる謝罪等で済ませている。責務とする議会活動での質問内容を巡り、審査会を設立して対象議員を犯罪者同様に取り扱った。その違いや都城市議会のモラルを問いたい。会派や友好会派の数の力で同僚議員をおとしめることは容易である。市民の代表者としての責務を考えた、議会改革に取り組むべき案件でもある。また、前歴等を有する審査委員会の委員や委員長の資質に強く疑問を感じる。オンブズマンは、市民に不信感を招かないよう、公明で公正な取り組みによる議会の正常化を求める。